

平成29年1月23日
大阪府住宅まちづくり部
公 共 建 築 室

建設工事の入札参加業者の皆様へ

公共建築室発注工事における建設発生土の処分について

住宅まちづくり部公共建築室においては、建設発生土のリサイクル促進及びより一層の不適正な処分の防止を図ることを目的として、平成27年2月20日以降の公告案件より試行実施しておりました建設発生土の「指定地処分」を、このたび下記のとおり本格実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 指定地処分の概要

場外へ搬出する建設発生土が発生する場合は、発注条件として設計図書（特記仕様書、補足説明書等）に明示した指定地（受入地）に処分する。
（※別紙「建設発生土の処理フロー」を参照）

2 対象工事

住宅まちづくり部公共建築室が発注する全ての建設工事を対象とする。ただし、全ての建設発生土について現場内利用が可能な工事を除く。

3 適用時期

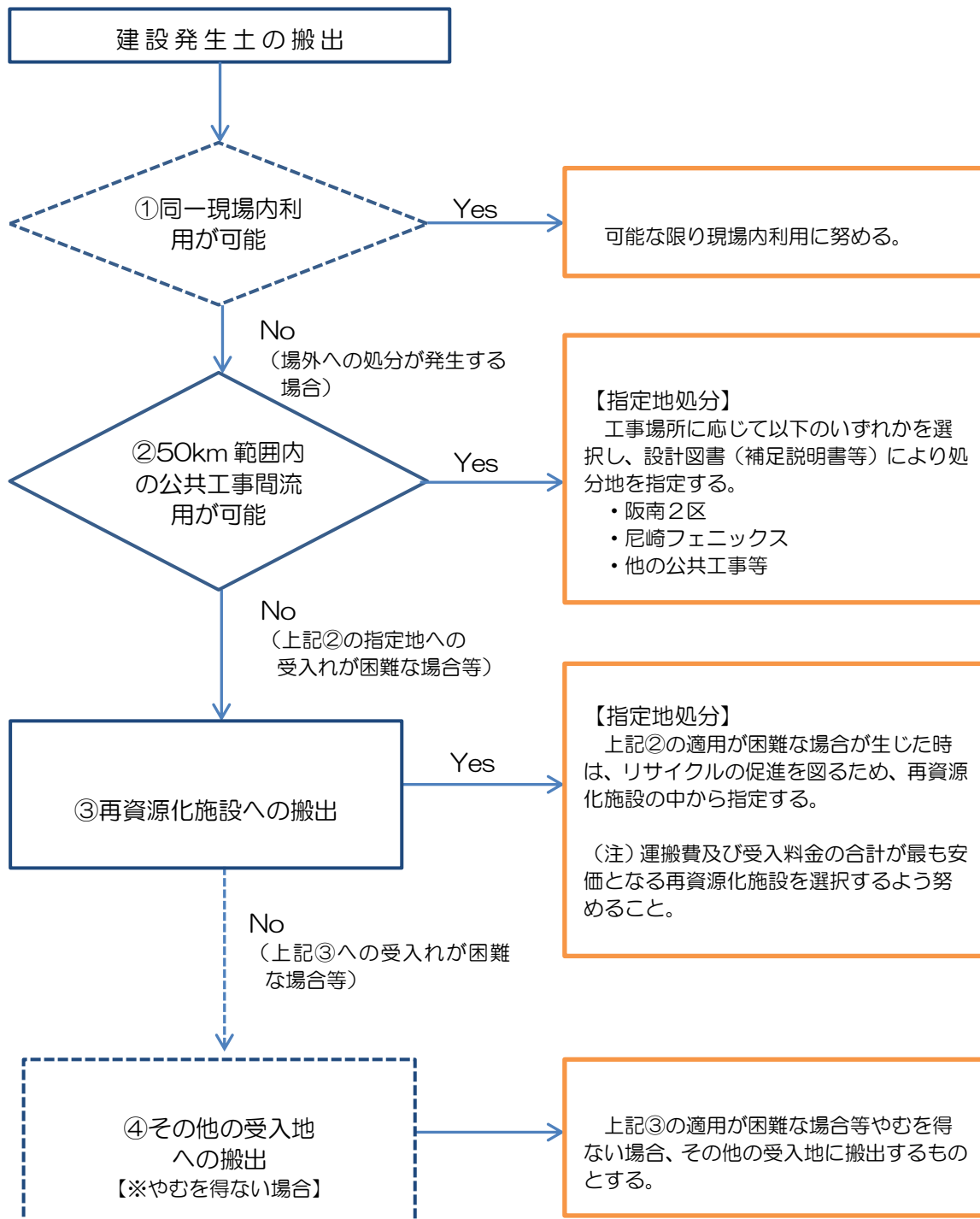
平成29年2月23日以降の公告案件から適用する。

4 その他

詳しくは、入札公告時に配布される設計図書をご覧ください。

なお、建設発生土の場外への搬出にあたっては、ダンプトラックなどの車両に、法律で制限されている重量を超えた土砂等の積み込み（過積載）をしない等、関係法令等を遵守して下さい。この旨を搬出業者に徹底をお願いします。

建設発生土の処理フロー（住宅まちづくり部公共建築室）



《注意》

- ①～④のフロー順により、受入時期、土質条件及び工期への影響等を考慮のうえ検討すること。
- 指定した受入地（処分地）での処分が困難な場合が生じた時は、実態に合わせて処理することとなるが、府監督職員との協議のうえ、受入地（処分地）をフロー順により変更すること。